資料１－１

第９章　二次医療圏における医療体制　第３節　北河内二次医療圏

# 第３節　北河内二次医療圏（救急医療抜粋）

# 第１項　北河内二次医療圏内の医療体制の現状と課題

**２．疾病・事業別の医療体制と受療状況**

**（１）医療体制**

【救急医療】

○初期救急医療機関は、医科9施設、歯科5施設あります。救急告示医療機関は、二次救急告示医療機関42施設、三次救急告示医療機関2施設あります。

○救急搬送数のうち軽症者の占める割合は７割弱で推移しており、また高齢者の占める割合は年々増加し4割に達しています。このことが二次・三次救急医療機関の負担増に繋がる要因として考えられます（消防庁「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」）。

**第２項**　北河内二次医療圏における今後の取組（方向性）

　　○本項では計画中間年（2020年度）までの取組について記載しています。

**（３）地域における課題への対策**

【救急医療】

・圏域内の市、医師会ほか関係機関と連携し、救急車の適正利用に係る住民啓発の他、初期・二次・三次救急医療機関間の相互連携の強化並びに役割分担の明確化のための方策を検討します。

・初期救急医療機関のうち、深夜帯対応を行っている医療機関は小児科において１か所のみのため、関係機関等と連携し、診療日等拡充のための方策を検討します。

○計画中間年（2020年度）以降、計画最終年（2023年度）までの取組については、計画中間年までの取組を踏まえ、検討し、実施していきます。